

平成18年2月28日

各位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

優先株式の転換価額及び下限転換価額の調整に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（社長 北山禎介）が発行しております第一種、第二種、第三種及び第1－12回第四種優先株式の転換価額及び下限転換価額は、当該優先株式についての転換の定めに基づき、それぞれ下記のとおり調整されますので、お知らせいたします。

記

1. 転換価額の調整

(銘柄)	(調整後転換価額)	(調整前転換価額)
第一種優先株式	942,500 円	943,000 円
第二種優先株式	942,500 円	943,000 円
第三種優先株式	826,900 円	827,300 円
第1－12回第四種優先株式	320,700 円	320,900 円

2. 下限転換価額の調整

(銘柄)	(調整後下限転換価額)	(調整前下限転換価額)
第一種優先株式	942,500 円	943,000 円
第二種優先株式	942,500 円	943,000 円
第三種優先株式	248,500 円	248,600 円
第1－12回第四種優先株式	105,700 円	105,800 円

3. 適用日

平成18年3月1日以降

以上